

■第五次宜野湾市総合計画における計画期間について

現行計画の計画期間 : 8年間(前期基本計画4年、後期基本計画4年)

次期計画の計画期間(案) : 10年間(前期基本計画5年、後期基本計画5年)

理 由

- ・現行計画(第四次総合計画)の計画期間は基本構想8年間(平成29年度～令和6年度)。前期基本計画4年間(平成29年度～令和2年度)、後期基本計画4年間(令和3年度～令和6年度)
- ・令和7年度からの新たな総合計画策定にあたり令和5年度から調査検討を進めているが、現行計画の評価検証が令和3年度～令和4年度の2年間の実績のみであり、データとして十分でない
- ・特に、令和3年度と令和4年度の2年間は、新型コロナウイルスの感染による各種会議やイベント等の中止といった影響が大きく、評価・検証がより難しい状況である
- ・なお、総合計画の計画期間は前期基本計画5年、後期基本計画5年の10年間とする自治体が多い